児童養護施設等の職員のメンタルヘルス積極支援事業　業務委託仕様書

１　事業の目的

「児童養護施設等の職員のメンタルヘルス積極支援事業」（以下「メンタルヘルス支援事業」という。）は、ケアニーズの高い児童の支援に苦心している児童養護施設等の職員が気軽に相談できる環境を整備することにより、在職中の職員の定着を図ることを目的とする。

２　業務期間

契約締結の日から、令和９年３月３１日まで

３　事業概要

（１）支援の対象者

メンタルヘルス支援事業の対象者は、埼玉県が所管する児童養護施設等の職員とする。

（２）支援の内容

ア　ピア・サポートの実施支援

同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートの実施を支援すること。（１回以上）

イ　巡回相談

公認心理師等が児童養護施設（県立施設を除く）を巡回し、職員のメンタルヘルス相談を実施すること。（原則として各施設１回以上）

ウ　電話・メール相談

電話・メール等により児童養護施設等職員のメンタルヘルス相談を実施すること。（週１日以上）

エ　施設現場における課題の抽出

巡回相談や電話・メール相談で対応した事案を分析し、児童養護施設等における職員の定着に係る課題を抽出すること。

４　事業の流れ

（１）ピア・サポートの実施支援

ピア・サポート実施支援を行う日時、会場の設定および告知は甲が行い、乙は支援内容を企画・実施する。

（２）巡回相談

巡回相談の具体的な実施方法については甲、乙協議の上決定し、対象施設への説明・周知は甲が行い、乙は各施設と日程調整の上、巡回相談を実施する。

（３）電話・メール相談

電話・メール相談の具体的な実施方法については甲、乙協議の上決定し、対象施設への説明・周知は甲が行い、乙は相談窓口を開設して相談対応を行う。

（４）施設現場における課題の抽出

乙は巡回相談及び電話・メール相談で対応した事案の内容を分析し、施設現場における職員定着上の課題を抽出し、甲に報告する。

5　委託費

委託契約に定める金額

6　委託料の支払い

委託料は、概算払いにより支払うことができるものとする。

7　事業実施計画書の提出

乙は、甲に対して事業実施計画書（別紙４）を提出し、承認を得ること。

8　実施状況等の報告

乙は、甲に対して、翌月１５日（３月分については、３月３１日）までに支援状況報告書（別紙５）を提出すること。

9　関係法令の順守

乙は、児童福祉法その他関係法令を順守すること。

10　特記事項

（１）乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条（安全管理措置)、第６７条（従事者の義務)、第１７６条及び第１８０条（罰則）の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関して周知徹底を図ること。

（２）乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを点検等業務以外に使用してはならない。また、支援内容等のデータの紛失等が、決してないよう厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それが起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

（３）甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（４）乙は、甲が乙の配置した職員につき業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置を取るものとする。

（５）乙は甲に対し、職員の名簿を業務受託後、すみやかに提出する。業務受託期間中に、職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。

（６）甲は、業務中における職員の事故については一切責任を負わない。

11　その他

　この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲・乙が協議して決定するものとする。